

フランスにおける保険契約の法的構造—日仏比較法研究の基盤—

帝京大学 松田真治

1. はじめに

我が国のフランス保険法研究は、告知義務や保険事故招致といった各論的内容を中心として行われている。しかし、フランス保険法の理解のためには、より総論的内容を検討すべきであるし、また、日仏の比較法研究をするためには、そもそも日仏で保険契約の法的構造がどの程度違うのかを明らかにするという研究が必要ではないか。本報告は、このような問題意識の下、フランスでの保険契約の捉え方を検討しようというものである。

本研究のきっかけは、フランス保険法学において、保険契約の定義に関する議論—とくに保険者側の負担する債務に関する議論—について、進展が見られたことにある。かつて、大森忠夫は、保険契約の双務契約性について、危険負担をもって独特の内容を有する具体的な給付と解するドイツ学説の検討を行ったが、ここでの注釈において、「フランスではとくにこの種の問題を論じたものを見ない。」と述べていた¹。近年、まさにこの問題がフランスで論じられているのである。その発端となったのが、マイヨール（Luc Mayaux）によってなされた、従来のものと異なる保険契約の定義であろう。その理論的背景となったのが、ムリール（Christian Mouly）の保証に関する研究や我が国の於保不二雄の学説、そして於保説をフランスに発信し、さらに展開した金山直樹の研究であった。

そこで、本報告では、「担保する給付」概念がフランス保険法学に与えた影響を分析することとしたい（フランス保険法学説史研究）。

2. 「担保する給付」概念

ローマ法以来の分類によれば、給付は、「与える給付、為す給付、為さない

¹ 大森忠夫「保険契約の双務契約性」、同『保険契約の法的構造』（有斐閣、1952年）53頁注(5)。

給付」(dare, facere, non facere)に分けられる²。これに加え、我が国では、於保が「担保する給付」という概念を提唱した³。フランスでは、ムリーが同様の試みを行った(保証債務を保証と支払の要素に区別する。)⁴。ムリーの学説は通説化したが、それは保証の場面に限定されたものであった。金山は、ムリーの追悼論文集において、「担保する給付」という概念をフランスに向けて提唱した⁵。金山は、保証の場面に限定されたムリーの分析に広い射程を持たせる意図で、「担保する給付」が給付の分類の一角を占めるべきであると主張したのである。

3. マイヨアの保険契約論

マイヨアによれば、保険契約とは「保険者と呼ばれる契約当事者の一方が、保険契約者あるいは保険の購入者と呼ばれる他方当事者に対して、保険料の支払の見返りとして、あるリスクが実現した場合に、被保険者あるいは第三者に対して給付を提供することによって当該リスクをカバーすることを約する合意」である⁶。この定義からもわかるように、マイヨアは、保険事故発生時(将来)の保険金支払よりもむしろ、保障されている状態(現在)に重点を置いている。また、マイヨアは、ムリー論文と金山論文に示唆を受けて、保険者の債務を「保障給付」と「支払給付」に区別する。この区別によって、フランス保険法典の諸規定の理論的説明が可能になるという。もっとも、この見解に対しては、批判も根強い。

4. おわりに

本報告はフランスにおける保険契約の法的構造を明らかにするための研究の一部にとどまる。今後検討すべき課題を提示して、本報告を終えたい。

² 金山直樹「与える給付と担保する給付」、同『現代における契約と給付』（有斐閣、2013年）185頁以下。

³ 於保不二雄『債権総論』（有斐閣、新版、1972年）24頁以下。

⁴ MOULY(Ch.), *Les causes d'extinction du cautionnement*, thèse Montpellier, préface Michel Cabrillac, Librairies Techniques, 1979, n^{os} 252 et s., p.316 et s.

⁵ KANAYAMA(N.), «*De l'obligation de couverture à la prestation de garantir — donner, faire, ne pas faire...et garantir? —*», in *Mélanges Christian Mouly*, 2 vols, 1998, t.2, p.375 et s.

⁶ MAYAUX(L.), *Assurances terrestres (2^e le contrat d'assurance)*, Rép.civ. Dalloz, 2007, n^o1.